

仕様書

1. 件 名 高崎量子応用研究所工務課業務に関する労働者派遣契約(2)

2. 目 的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」という。）では、施設/設備に関する工事等の設計積算、発注及び工程管理やエネルギー管理等に関する業務を実施している。

本仕様書は、高崎量子応用研究所の上記業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

本業務は、下記の業務を行う。

- (1) 施設/設備に関する工事等の技術的検討、設計積算、発注及び工程管理
- (2) 工事受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (3) 関係各所や外部業者との連絡、打ち合わせ等
- (4) 業務に関する各種資料作成作業
- (5) 量研が主催する行事及び保安教育訓練等への参加
- (6) 放射性管理区域を含む受変電設備等電気設備、空調設備、ボイラー設備、冷凍設備等の維持保全
- (7) 電力、ガス、水の需給調整及びエネルギー管理等

具体的な業務については量研職員と協議し、内容を十分に理解した上で実施すること。

4. 必要な要件

(1) 業務に必要な資格等

- ①低圧電気取扱業務特別教育を修了していること。
- ②高圧・特別高圧電気取扱業務特別教育を修了していること。
- ③第2種電気工事士免状を有していること。
- ④危険物取扱者免状（乙種4類）を有していること。
- ⑤放射線業務従事者教育を修了していること。
- ⑥普通自動車第一種運転免許を有していること。

(2) 要件

- ①放射性管理区域における施設管理等業務について、4年以上従事した実績を有すること。
- ②特高変電所及び建屋受変電設備の施設管理等業務について、2年以上従事した実績を有すること。
- ③業務に必要なパソコン用各種ソフトウェア（MS-Word、MS-Excel、MS-Power Point、CAD等）の操作が可能であること。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
量子技術基盤研究部門高崎量子応用研究所管理部工務課
(住所：群馬県高崎市綿貫町1233番地)
ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

7. 組織単位

高崎量子応用研究所 管理部 工務課

8. 指揮命令者

高崎量子応用研究所 管理部 工務課長

9. 派遣期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他量研が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、量研の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、法定休日は日曜日であり、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

(1)就業時間：9時00分から17時30まで（休憩時間60分を含む）

(2)休憩時間：12時から13時まで

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者は原則職場へ出勤することとするが、量研の指示により在宅勤務となる場合がある。在宅勤務をする場合、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

高崎量子応用研究所 管理部 庶務課長

13. 人員 1名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、量研職員と協議の上、必要な処置を講じること。）

14. 派遣労働者を受注者における無期雇用者若しくは60歳以上の者に限定するか否かの別：

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

15. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、量研が負担する。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

16. 提出書類 派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

(提出先及び提出部数：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各1部提出)

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
 - (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
 - (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
 - (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
 - (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）
- ※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報に黒塗りとする。
- (6) 派遣先管理台帳（月次）
 - (7) その他契約上必要となる書類

※上記（4）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

17. 検査条件

毎月履行完了後、量研職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) 量研の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、量研が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか量研の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに量研に連絡するものとし、速やかに交代要員

を派遣すること。

(5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（業務後、量研が実施すべき科目を除く。）を受講させること。

(6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、量研の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。

また、特に次の事項に注意しなければならない。

① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、量研外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。

② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

(7) 業務上知り得た量研に関する情報を外部に漏えいしてはならない。また、利用してもならない。

(8) 業務遂行上、当該派遣労働者が被った災害で、故意又は重大な過失による場合は、当該派遣労働者の負担とすることがある。

(9) 発注者は検査の結果、仕様書の内容を満たさない状態であると判断した場合、当該派遣者に対し、口頭又は書面により改善命令を行い、それでもなお改善命令に従わない場合には契約を解除できるものとする。

(10) R I セキュリティに関連する施設に入出する際には量研職員等の指示に従うこと。

19. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様書に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、量研と協議のうえ、その決定に従うものとする。

（要求者）

部課名：高崎量子応用研究所 管理部 工務課

氏名：橘 直明